

「政治分野における女性の活躍の更なる促進を求める意見書」への反対討論

議第●号議案「政治分野における女性の活躍の更なる促進を求める意見書」は2018年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立・施行され、2020年までに3割を目指すとしたにも関わらず、地方議会の議員における女性比率が3割に届かないことから、他の職業との兼業をしやすくする仕組みを設けること、国会において育児を理由とした欠席を認める制度を設けること、また地方議会でも同様の制度を設けることを国が推進することを求めているものです。

意見書にある「政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書」を読みますと「会社員として働きながら議員活動を行うためには」と述べ、兼業しやすくするための仕組みの例示をあげています。

反対の理由は、企業で働きながら議員活動をするということは、例えば、ある企業の社員が議会の多数を占める事態となったとき企業の利益に議会が影響される可能性が生まれてきます。議会の公平性、中立性から慎重に議論する必要があるからです。

日本で女性議員が少ないのは、職場の男女賃金格差、女性管理職の少なさなど、能力や役割が正當に評価されていない。相次ぐセクハラ問題など社会全体の男女平等と民主主義の遅れの反映です。「女が議員になって何ができるのか」などという露骨な女性蔑視も残され、女性が議会で活躍する障害となっています。「子育ては女性の役割」など根深い男女役割分担意識も、議員活動と家庭との両立を困難にしています。こうしたことに触れていないのは不十分です。